

1. 件 名 : 「日本原燃 (株) 廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する
ヒアリング」

2. 日 時 : 令和 5 年 9 月 2 2 日 (金) 1 5 時 3 0 分 ~ 1 7 時 2 5 分

3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 ※一部、TV 会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、大島原子力規制専門員

日本原燃株式会社

埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター

埋設運営部 課長 他 4 名

九州電力株式会社

原子力発電本部 廃止措置統括室

廃棄物運用対策グループ 課長 他 1 名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料 1 核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 (第 490 回) における指摘事項への回答

資料 2 濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について

参考

・日本原燃 (株) から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理 - 放射能濃度に係るスクリーニングファクタの新規設定等 - (令和 5 年 6 月 2 6 日)

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00008.html

・日本原燃 (株) から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理 - 廃棄物埋設施設 1 号埋設設備 6 群放射エネルギー管理の変更 - (令和

5年6月26日)

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00009.html

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	大城 6 規制庁の嶋でございます。そうしますから日本原燃濃縮埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定の変更認可推薦に係るヒアリングを始めていきたいと思いません。
0:00:14	まずですねそれでは、
0:00:17	会合用の、今回の会合用の資料から、一応確認をさせていただきたいと思いませんんで、
0:00:25	もうあの会合への資料は、フィックスしていただいているかと思いませんので、今日確認した内容というのは特に変更いただく必要はございません。
0:00:38	ということで、原燃六ヶ所ハマナカですが一つ。
0:00:45	どうぞ。
0:00:46	はい。すいません。今日の午前中に資料を提出いたしました。で、ちょっと1ヶ所、事前に19日にお話してなかったこと1点だけちょっと反映したのと、
0:00:58	ちょっと誤記が見つかったので、江刺一部出し直しをさせていただきたいというちょっとお詫びとお願いなんです、一つ前回お話しなかった点としましては、補正する内容ですね。
0:01:12	放射エネルギーの記載のところなんですけれども。
0:01:16	お問い合わせで区画別を削除したことについての説明を、審査会合でしてくださいというご意見を受けましてちょっと社内でも、もう少し記載について
0:01:29	お願いいたしますと相談を進めまして、区画別のコスト戻すということにさせていただきたいと思いません。
0:01:39	趣旨、考え方としましては、区画別というところは、本来1号の中での区画別という趣旨で許可で書いていたので1群から6群をさらに区画別に分けるという意図ではないので、
0:01:53	削除するという当初の考えだったんですけれども、そうすると区画別ってついてない放射エネルギーという言葉が、実績と管理値両方を、
0:02:03	混在して使われることになってしまうことに気づきまして、と、誤解を生まないようにするにはやはり実績と管理値を明確に、
0:02:13	区別しておく方が重要だろうということで、やはり管理中は格別放射エネルギーという表現にするということで区画別は戻させていただきたいと。今日出した資料には区画別を戻した補正案で記載して、
0:02:26	出させていただきました。すみませんちょっと事前のご相談もなく、そういう形にさせていただきました。
0:02:33	すみませんもう1点なんですけれども、今日提出した資料の、ちょっと直前に動き等があったので修正を加えた際に、ページ数がずれてしまっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	ページ数を引用している、ページが2ヶ所あったんですけどそこは反映漏れがあったので、そこ数字提示数だけ修正をさせて出し直しをさせていただきたいのですが内容に変更はないのですが、
0:03:00	ちょっとページ数だけ正しい値に直して提出させていただきたいのですがよろしいでしょうか。
0:03:07	ありました。はい。
0:03:09	ちょっとあれですか資料番号でどんな資料1ですか。資料1ですね、資料1の件でしゃべっちゃったんですね。
0:03:21	資料1の41ページ目、
0:03:27	備中。
0:03:29	ここに廃液受け入れタンクについての説明で、43から48ページという。
0:03:37	ページが一部ありました。はい。それと同じように48ページ目、受け入れタンクBについての説明始まるページです。
0:03:48	はい、わかりましたじゃちょっとそれ至急直していただいて、小計いただく経路と助かります。はい。取り上げがちょっと今不在ですので六ヶ所の方から直接お送りさせていただければと思います。
0:04:03	はい。わかりました。はい。お手数おかけします。申し訳ない。
0:04:10	こちらの確認に移ります。
0:04:14	まず資料のですね。
0:04:18	5ページ、あ、失礼しました6ページ目ですかね。
0:04:28	正常セメント固化体の、2011年から2016年の、
0:04:33	表があると思うんですけども、ちょっとこちらについては、やはり今示していただいているこの6カ年だけではなくて、2010年、
0:04:46	以前は、それから、
0:04:49	2016年度以降はどこまでデータがあるのかあれですけども、あるデータをですね、示していただきたいなと思っております。
0:05:05	そのデータについては、ちょっと
0:05:12	もし α がNDなので、あれば、基本的に指定にファクターが0になるんだろうなと思うんですけども、もし α が、
0:05:23	他の年度で少し出ている、スケーリングファクターがじゃどうなるんだというところもあるかと思っておりますので、そこ、この何行1個、
0:05:33	死刑にかかった継続使用の欄、継続使用可能か不可能かというランクを追加していただいて、何かそこで、使用できますよできません。基本的にできるっていう、判断だと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:48	そのランクを追加していただくような形で、
0:05:51	ちょっとデータを拡充していただきたいなと思っているんですけども、この点で対応可能でしょうか。
0:05:58	日本原燃の澤でございます。この表の方に、まずは、2010年度の情報についても拡充をするということ。
0:06:11	事実としましては2010年度もNDでございます。というのが、佐瀬沼尾さんに09年度以前ですね。
0:06:21	10年度以前ですか。
0:06:23	9年の井上主幹で、ちょっと確認させていただきたいという趣旨でして。はい。
0:06:32	そうすると以前というのは、このこの死のうー。
0:06:37	はい。便利装置、結構処理を始めた。
0:06:42	時からってことなんですけど、それだとどのぐらいになりますかね。
0:06:49	9電さんの詳しいですかね、ございます。
0:07:00	どうぞ。
0:07:03	日本原燃六ヶ所ですが少しちょっと確認にお時間をいただきたいと思います。もし九州さんおわかりでしたら別途お答えいただけるとありがたいです。
0:07:13	こちらでもちょっとさ、確認します。
0:07:15	越智氏、九州電力の小森多田です。
0:07:21	えっとですね2010年度以前と2016年度以降ですね、これちょっと確認をしないと、今、この段階では、すぐお答えできませんので、確認をさせていただきます。
0:07:38	わかりました。ちょっと、もしかしたら会合の中で、ちょっと他の2010年度以前と、2016年度以降、
0:07:47	データがどうなってるんですかっていうのを聞くかもしれませんので、
0:07:51	そこはちょっと手持ちでいいので、Dターンを持っていておいていただければと思います。
0:08:00	よろしいでしょうか。日本原燃の野澤でございます。承知いたしました回答できるようにですね、情報を準備させていただきます。
0:08:13	浅見さんを書きます1点目でした。
0:08:17	続いてですね。
0:08:28	7ページ目なんですけれども。
0:08:31	ちょっともう一度確認なんですけど、
0:08:34	炉水炉水から、口、
0:08:38	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	とはいえ休憩れタンクまでが大体2ヶ月ぐらいかかるということは理解いたしました。
0:08:46	で、この経理タンクから、実際にこの扇状セメント固化体になるまでの期間っていうのをもう一度ちょっと確認したいんですけども、どのぐらいになるんでしょうか。
0:08:58	どのぐらいの、年、
0:09:01	タイムラグがあるんでしょうか。
0:09:06	日本原燃の佐田でございます。統計ランクから、広域分離装置までのですね処理されるまでの期間につきましては、
0:09:16	過去の実績からちょっと幅があるんですけども、大体1週間程度から3週間程度というふうな状況になっております。
0:09:29	この固液分でこの新城セメント工場体というのは、広域分離値を洗浄した廃液を、
0:09:39	固化するものなのかなと思うんですけども。
0:09:44	なので、
0:09:45	クレディビリティが扇状されて、
0:09:48	その扇状水が主扇状セメント固化体になるまでの期間も少しあるのかな、時間、タイムラグがあるのかなと思うんですけど。
0:09:58	そこってわかんないですかね。どのぐらいかっていうのは、
0:10:09	衛藤この点、九州電力さん情報をお持ちでしょうか。
0:10:23	九州電力の小森でございます。
0:10:28	固液分離キー以降のですね。
0:10:32	セメント固化体の、
0:10:36	前条セメント固化体の発生の率タイムラグがどれぐらいかかるかっていうことよろしいですか。
0:10:43	をですね。
0:10:44	利益分離器からですね。はい。
0:10:48	固液分離器からですと、約ですね。
0:10:55	2、3週間程度でセメン等、硬いができて、
0:11:02	それからセメント固化体ですね、一時的に保管庫で養生というか、ちょっと固まるまで蓋開けてますので、
0:11:14	それで1週間ぐらい。
0:11:18	それから、そのあとですね。
0:11:20	廃棄物通の貯蔵庫の方に、
0:11:24	保管いたしますので、はい。それが1ヶ月程度。
0:11:30	従いまして大体1ヶ月から2ヶ月ぐらいは掛かるような感じです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:35	以上でございます。
0:11:43	はい。
0:11:44	そうすると、
0:11:47	そういった順を追って各、
0:11:50	確認させていただくと。
0:11:53	この廃液受け入れタンクから固液分離地に移送されるまでに、概ね 1 週間から 3 週間程度でさらに取引分引き。
0:12:05	洗浄水。
0:12:11	国庫経過、付加体にする期間としては、おい、概ね 2、2 から 3 週間。
0:12:20	これを固める必要があるんでプラス 1 週間。
0:12:26	今ここで大体 1 ヶ月ぐらいで見て、さらに、
0:12:33	あれすかねこれは真鍋リングラベリングが固化剤としてラベリングするまでの期間として、プラス 1 ヶ月ぐらいかかるということでもよろしいんですけど。
0:12:46	九州電力の小森他でございます。ラベリングも含めまして、貯蔵庫からですね、廃棄物、一時的に保管する一時貯蔵室から、
0:13:00	そこから廃棄物ですね固体廃棄物貯蔵庫ですね。
0:13:05	エコチラーに運ぶのに、約 1 ヶ月通。
0:13:11	程度ですね。
0:13:13	それぐらいかかりますので、ごめんなさい。一時貯蔵庫からどこでしたけど、答え廃棄物の貯蔵庫。はい。OKでそこに発する保管した時点で発生ということになりますので。はい。以上でございます。
0:13:34	そうするとですね、
0:13:37	原子炉から、
0:13:39	T社原子炉からスタートするとさ、最大でさ。
0:13:46	2 ヶ月、3 回、5 ヶ月ぐらいかかるってことですね。
0:13:56	九州電力の小森でございます。
0:13:58	はい。早くても 3 ヶ月ぐらいですね 3 ヶ月 4 ヶ月で、背部痛は駅の処理については、
0:14:09	毎日毎日やってるわけじゃなくてですね、は液位の効果をしてないときもありますので、そういったことを考えるともうちょっとかかるときもあるということです。
0:14:23	3 ヶ月から 3、4 ヶ月。
0:14:27	最低でも 3、4 ヶ月ぐらいということですね。はい。以上でございます。はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	ちょっとこの部分もですねちょっと資料だと、見えてこないのので、この会合でちょっと確認させていただきたい、いかもしれませんが、ちょっと説明できるようにちょっと準備のほうお願いしたいなと思います。
0:14:50	ここ、この点よろしいでしょうか。
0:14:56	日本原燃の澤でございます。承知いたしました。
0:15:04	杉井。
0:15:30	続いてなんですが、
0:15:38	32 ページ。
0:15:40	下政府のずっと継続変更プロセスを記載していただいていると思うんですけど。
0:15:52	で、このフローとしては、何測定核種が検知されたか、されてないかっていうことで、
0:15:58	検出されれば、米政府の超過があるのかないかで、赤のラインをたどって、判断をされると。
0:16:08	で、またスタートに戻って、津南測定核種、未検出であれば、右側の青のラインをたどって行って、ここで検出下限値を用いてというちょっと話が出てくるので、ここについて確認をさせていただきたいんですけれども。
0:16:26	石橋委員お願いします。
0:16:30	堀井増田。
0:16:37	この検出下限値を説明している資料って何か後ろの方についてますよね。
0:16:50	70、77 ページですかね。
0:17:05	ちょっとこの 70 ちょっと間違ったら、
0:17:09	教えていただきたいんですけれども。
0:17:12	このこっこの 2 のところ納涼括弧 3 で、測定時間は、金検出目的の検出限界値に合わせて決定するみたいな記載があるんですけれども。
0:17:26	実際に検出下限値ってどうやって決められているのかをちょっと教えていただきたいんですが。
0:17:36	78、
0:17:53	江藤九州電力さん資料の 78 ページ目の分析方法のページになるんですけども、母体できますでしょうか。
0:18:12	600 万。
0:18:30	河井委員よろしいですか。
0:18:33	はいお願いします。
0:18:43	はい、九州電力の盛田でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:47	測定時間案ですけど、このMARWの 1002 ですね、これーに準じてこれに基づいてですね、当社の方で、
0:19:02	と、測定してる標準を作ってますね、測定をしております。この
0:19:13	MRWの 1002 の方が、50 分で書いてあるんですけども、はい。サラーとしましては、60 分程度ですね、測っております。
0:19:27	以上でございます。
0:19:29	ちょっとまず、根本からのか、確認なっちゃうんですけど、このMRwっていうのは、
0:19:36	どこの、
0:19:39	そうなんでしょうマニュアルなんでしょうか。
0:19:50	案件でしょう。
0:19:55	はい。九州電力の盛田です。このマニュアルなんですけど、三菱強い受講の方ですね。
0:20:08	バイアルっていうか、この分析方法をですね、まとめてあるものでございます。
0:20:18	三菱重工の方で作成しております。
0:20:25	基本的にPWRの液体資料っていうのは、どの電力さんもこの分MRwのその分析法を用いているんですか。
0:20:38	ちょっとこのMR度がどういう位置付けのものなのかをちょっと教えていただきたいんですが。
0:20:50	そういうことでは、原燃さん。
0:20:55	他の電力ってばかーられますでしょうか。
0:21:12	発表します。
0:21:14	日本原燃の野坂でございます。
0:21:17	まず認識としましては、このMRwの分析方法というのがですね、昔の旧科技厅さんの放射能測定法シリーズといったところを、
0:21:31	参考た上で、当時電力大で議論し検討し、取りまとめられ、というような位置付けでございます。
0:21:43	奥さんの方で、同じようにこれを準用しているかどうかというのはちょっと今情報としては持ち合わせておりませんのでちょっと確認をさせていただきたいと思えます。
0:21:56	はい、わかりました。
0:22:02	それで、すみませんちょっと内容に戻るんですけど、この、
0:22:08	方法をもとに、九州電力さんでマニュアルを独自に作られて、そこでは 60 分の測定時、
0:22:19	概ね 60 分の測定時間としていると、いうことですがけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:31	ここの
0:22:33	この記載ですと、何かその検出下限値をですね、2 に設定できてしまうような記載になっていて、
0:22:41	何か、結局この検出下限値ってのはスケーリングファクターの判定に用いるものだと思うので、何かそこがですね何か恣意的にこう、
0:22:51	相当できちゃうんじゃないかというふうな、
0:22:55	見方もできるのかなと思うんですけど、その点で、どう説明されますか。
0:23:09	九州電力の米田りすると。
0:23:12	今ですねちょっとここで即答はできないんですけども、おそらくですね、検出限界値を、
0:23:23	これ以上下げようと思ったらこれ時間を延ばせばしたりですね、すればいいわけですけども、おそらくこれ以上延ばしてもですね、検出限界はそこまで下がらないのではないかなと。
0:23:38	ということでこの時間が設定されてるものと思っております。
0:23:44	以上でございます。
0:24:03	ごめんなさい 32 ページに戻るんですけども。
0:24:09	このフローで、
0:24:11	右側の、
0:24:14	聞き方ですね検出下限値を持つについて求めた各種費。
0:24:21	がってということなんですけど、これ検査下限値っていうのは、
0:24:29	室石分子に来るんですけど。
0:24:33	後に来るんですけど、結果。
0:24:38	南北の池辺ね。
0:24:41	あれ。
0:24:43	日本的の差でございます。当然率の検出限界値ということになるので分子になりますしですね。なるほど。そうですね。そうするとこれ分子が大きくなると、どういう方向になって小さくなるかという。
0:25:00	方向になるんですけど。はい。
0:25:10	数を、
0:25:15	日本原燃の澤でございます。計算上で言いますと分子の全 α の値が大きくなれば、なるほど各種品というのは大きくなると、というようなものになります。
0:25:30	従ってその逆は、小さくなればなるほどその各商品もその逆の形になるという理解になります。大きくなる。
0:25:41	なると 10 倍を超えちゃう可能性が出てくるってことです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:45	ですかね。
0:25:51	日本原燃の野澤でございます。はい。その理解になります。
0:25:55	仕事。
0:26:23	はい。
0:26:26	すみませんまた元に戻っちゃうんですけども、検出限界値。
0:26:32	は、先ほど、もうこれ以上下がらないような、も時間で大体 60 分。
0:26:39	やれば、
0:26:41	かなり低いところの件数限界値まで測れるっていうそういうデータが終わり、基本的には、
0:26:48	その知見をもとに、60 分程度を
0:26:54	を設定しているって、そういうことで間違いないのでしょうか。
0:27:10	あ、
0:27:12	はい、九州電力の小森伊田でございます。
0:27:15	ですねちょっとここ断定的には言えないんですけども。
0:27:22	おそらくですねこれ以上伸ばせば伸ばし、
0:27:28	ほどですね検出限界下がっていくっていうものではなくてきますので、ある一定のところですね、件数限界でこうなだらかになる。
0:27:38	ていうものと思っております。ちょっと断定的にはここでは言えないんですけど、おそらくそういったところではないかなっていう、ちょっと推測のところが入ります。
0:27:51	わかりました。はい。以上です。はい。
0:27:54	なのでちょっと先ほど、こういう記載ですと、何かこう、恣意的に検出下限値を操作して、スケーリングファクターが継続使用継続できるように、こう持っていくこともできちゃうんじゃないっていう見方も、
0:28:11	ありますので、ちょっと
0:28:13	そういった、
0:28:16	ちょっと質問させていただく可能性があるんで、そこはちょっと回答をちゃんと用意しておいていただけますか。
0:28:27	はい、承知しました。
0:28:56	ですね。
0:28:59	で、続いてなんですけど、
0:29:06	でもさっき冒頭にご説明あったんですけど、その 6 分の。
0:29:13	書きぶりの見直しのところですね、ちょっとやっぱり、我々の方でも同じような話をしてまして、実際許可を見ると、区画別放射エネルギーの下に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:26	1 群から 6 群とか、7 群のこれこれとか 8 分のこれこれとか、下、さらに限定している ので、
0:29:35	これだと、
0:29:39	何でしょう。何、何を、
0:29:44	欄の値を守りたいのかっていうのはわからないよねっていうちょっと話が、ちょっと 今日、午前中にちょっとありまして。
0:29:51	ちょっと結果ですねそこはしっかり明確化していただく必要があるのかなっていうと ころで、
0:30:01	こういう話がありましたという。
0:30:04	やっぱり格別遅削るっていうところもやっぱり同じような話で、やはり先ほど申し上げ たように、埋設の実績の放射エネルギーなのか。
0:30:17	みんななのかっていうのも、結局曖昧になっちゃうので、そこはふやすべきではな いよねっていうそういう話も併せてありました。
0:30:29	ちょっと先ほど、会合資料にはその点を含めて、反映したということなので、ちょっ とそこはもう一度、かなり共有させていただきたいと思います。
0:30:46	オッケー。ちょっとまた今の書きぶりを踏まえて、
0:30:52	ちょっと会合の方でどのように、我々としてコメントす、差し上げるのかっていうの はちょっと調整をさせていただきたいと思いますので、
0:31:02	よろしくお願いいたします。
0:31:07	はい。日本原燃浜中で承知いたしましたよろしくお願いいたします。ちょっとですねすい ません。そこ、その部分について直した部分について、ちょっと説明。
0:31:18	一通りしていただいた方がいいかな。ちょっと説明お願いできますか。
0:31:24	はい。
0:31:26	はい。はい。はい。日本原燃浜中です。説明はどういうふうにも補正案を直したかっ ていうそれはよろしいですか。はい。
0:31:35	今資料案 37 ページですかね、補正書いてあるはい、その部分なんですけれども も、まず最初に 1 回目の審査会合でご指摘いただいた表現として、1 号埋設設備 1 群から 6 群の放射エネルギーが、
0:31:55	1 群から 6 群の区画別放射エネルギーを超えないように提示すること、これはそのまま です。それとまた以降ですけれども、また 1 号埋設設備 1 群から 5 分までは、
0:32:08	1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群の区画別放射エネルギーの 6 分の 1 を超えないこと、かつ、
0:32:18	1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 1 分から 6 分の、区画別放射エネルギーの 2 部、 30 分の二倍を超えないように提示すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	続きまして、1 号埋設設備 6 分野 1 群から 5 分の埋設放射エネルギーを考慮し、6 群の放射エネルギーが 1 群から 6 群の区画別放射エネルギーの 30 分の 9 倍を超えないように提示すること。
0:32:48	といった表現にしたいと思います。
0:32:54	あ、はい。そうするとあれですかね。
0:33:06	38 ページとあって何かそれに伴って何か書きぶり変わるんだか変わってますし、ちょっと 300 ページも説明いただいてよろしいですか。
0:33:17	はい。日本原燃浜中です。38 ページは、
0:33:21	先ほどの項目の続きのホという項目になります。
0:33:25	ホのところも読み上げますと、1 号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄物が 1 群から 5 分までは、松瀬、1 群ごとの 1 群ごとに 20%を超えないこと、かつ、
0:33:41	埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないように定置すること。
0:33:47	1 号埋設設備 6 群全体では、セメント以外で固型化した廃棄物が 40%を超えないように定置すること。
0:33:57	というふうになります。
0:34:00	※ここを直しセンターの小委が理由なんでしょうか。はい。ここは、先ほどの項目で片岡合わせたというだけなんですけど、超えないように実施すること。
0:34:16	というような言葉の結び方に、
0:34:20	統一してます。
0:34:30	ほどけその続きも、
0:34:34	主語を追加されたと。
0:34:38	より明確化したってことですね。
0:34:42	日本原燃浜中です。はい。文章の終わりを提示することで 1 回区切ったので文章が二つに分かれたので、二つの文章にも、改めて主語を追加したという形になります。
0:34:55	はい。宇田さん。
0:35:09	じゃちょっとこっちにその意見として出たのは、
0:35:13	学部別放射エネルギーというバードのす後に括弧書き率 5、1 群から 6 分みたいな感じに入れてもらうのは、
0:35:22	うのかねって話はしてたんですけど、こういう書き方でも
0:35:27	全然同じ意味だと思うので、ちょっと私はいいいのかなと思ってます。ちょっとこれは共有です。
0:35:35	で、必要に応じてちょっとコメントさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:01	わかんない日は、
0:36:05	管理、
0:36:08	管理、ございます。
0:36:11	報告の、
0:36:15	そうだ。すみませんちょっと続けてすみません。
0:36:30	ぜひ、
0:36:34	また 37 ページに関連する話なんですけれども、今後は、今、90%弱埋まっています、今後あと 10%ぐらいなのかなと思うんですけれども。
0:36:47	しっかり今お話を聞いている分には、しっかりスケーリングファクタとか使って、
0:36:55	事業許可で定められている放射エネルギーに対して、超えないようにしっかり管理していただき、いただいていると、首藤の中で理解しています。
0:37:05	で、ちょっとその部分についてですね、システムとして、どのように、それを管理され、
0:37:15	管理していこうと思ってこれまでも、どのように感じてきたのか、今後も引き続き管理していくと、というようなちょっとシステムの部分をですね、ちょっと会合の方で確認をしたいと思いますので、
0:37:27	このことでいいので、答えられるようにしていただいてもよろしいですかもしかしたら参考資料とかにあるのかも答えがあるのかもしれないんですけど、それちょっと参考資料とか、
0:37:39	もし答えがあるのであればそれに使っていただいて説明していただくでも結構なので、それでよろしいでしょうか。
0:37:48	日本原燃浜中です。承知いたしました。
0:37:54	ごめんなさい。そう。
0:37:57	そう。
0:37:59	同じ 37 ページのところ、これももとの記載なんですけど。
0:38:06	一番から六番までの、違う。えっとですね。
0:38:11	市ごとの放射エネルギーが、
0:38:14	自分から 6 分までの区画別放射エネルギーの 30 分の二倍を超えないように提示するという記載が、
0:38:23	あると思うんですけど、この 30 分の 2 っていうのはどういう考え方でこういう数字になったんでしょうか。基本的に多分平均でならず 30 分の 1 なのかな、1 あたり 30 分の 1 なのかなと思うんですけど。
0:38:35	30 分の 2 っていうのはどういったもう、
0:38:38	ねらいでこうされたんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:42	日本原燃の戸澤でございます。
0:38:45	萩田伊井そのものにはやはりその放射能濃度のばらつき等ございますので、
0:38:52	ピット単位埋設設備単位では二倍まで、許容するという運用をしているものでございますただ群としては、きちんと
0:39:02	6分の1機器なるように、
0:39:05	トータルでは、ポータルでは、きちんと減っちゃうか下げるような、
0:39:11	運用です。
0:39:14	ので花粉ある一つのピット2、2杯入りますと、他のピットには、
0:39:19	当然少ない量の放射エネルギーを、
0:39:23	埋設して群単位ではきちんと、
0:39:27	報告分の1になるような運用をしているということでございます。
0:39:33	ちなみそこって、
0:39:35	こってその30分の3でも30分の4でも、その群ごとが三本の量で6分の1超えなければいいんじゃないって話とかも、
0:39:45	多分あると思うんですけど、そうじゃなくて30分の2っていうのは、2までにするってのは、どういった考えなんでしょうか。
0:39:58	日本原燃の戸澤でございます。
0:40:02	そこはちょっと融度のも達成カッターの考え方だとは思いますがちょっと詳細はちょっと今お答えはできないんですけど、
0:40:12	今、ちょっと記載は削除しましたけれども、
0:40:17	ICRPの考え方で、2から3倍までは、
0:40:20	ここに出てくるんですね。すごいということでそのうちの2倍までは、ばらつき考慮して、うまい図でもいい。
0:40:33	そういうふうにしてございます。
0:40:36	それはそのICRPの考え方で、30分の2までは許容していいよねっていう、そういうストーリーで決められたってことで間違いないですか。
0:40:48	はい。日本原燃の小幡でございます。はい。その通りでございます。
0:40:54	ちなみにこの30分の2っていうのは、この辺改正後のその6文には適用されないってことでよろしいですかね。
0:41:02	そうであれば、
0:41:05	日本原燃、伊沢でございます。6君自体はもうすぐ1ピットしか残っていませんのであえて、
0:41:15	埋設設備単位の制限は設けなくていいというふうを考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:22	わかりました。この 30 分の 2 っていうのは、あくまで 1 群から 5 分までの、1 基ごとにかかる、について縛るもの。
0:41:32	ということで、理解いたしました。
0:41:43	あ、
0:41:46	オッケー。はい。すいません。市岡委員。
0:41:50	次回会合資料の確認はちょっとこれで終わりなんですけど何かここ、ここまで確認事項ございますか。
0:42:00	すいません、九州電力の小森他でございます。1 点よろしいでしょうか。はい。
0:42:05	はい。先ほどあるのですね、測定についてバックグラウンドの測定時間の CEO79 ページのところ、させていただきたい、いただいたんですが。
0:42:19	その時 60 分測定ということで話しましたけれども、
0:42:24	資料の方が 60 分確定でバックグラウンドは 120 分、現状測定しております。
0:42:31	一応、事実として、ちょっと訂正いたします。以上でございます。
0:42:59	はい、わかりました。
0:43:02	いずれにしても、ちょっと先ほどのこちらの懸念事項、払拭できるようにですねちょっと説明の方は十分準備していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:43:14	はい、承知しました。
0:43:28	ちょっと少々お待ちください。
0:44:42	すいません私ました。そうしたら、ちょっとこのスケーリング FAX といいますか、その並びの申請で、
0:44:52	記載の適正化っていうところの、ちょっともし、具体の部分を確認したいなと思っています。
0:45:00	で、
0:45:03	ちょっと議会の会議資料で多分資料 2 に当たるような資料かなと思うんですが、
0:45:12	ご用意いただけてますか。
0:45:18	日本原燃浜中です。用意しております。はい、どうもありがとうございます。
0:45:26	はい、じゃ、徳重。
0:45:32	次 3 ページ目から、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:45:40	はい。
0:45:42	僕十八条の変更ってことで、この 18 条っていうのは、
0:45:50	検査の自主検査の実施に係る、運用定められているものかなと思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:59	この十八条のそのタイトルで、作成廃棄物等でご書かれているんですけども、通っていると、すいませんそもそもどういう意味なのかちょっと教えてもらってもいいですか。
0:46:14	今、
0:46:21	鍋倉委員。
0:46:22	日本原燃浜中で少々お待ちください。
0:46:28	おはよう。
0:47:00	ありがとうございます。
0:47:03	今、
0:47:14	D。
0:47:19	お願いします。
0:47:38	足で、
0:47:39	日本原燃浜中でお待たせいたしました。ここの等はですね、もともとは、
0:47:48	埋設規則、
0:47:50	第二種埋設規則で、廃棄物、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請と。
0:48:01	ということと、その次、これ7条です。規則の七条ですけど、次の8条では、廃棄物毎放射性廃棄物等の技術上の基準ということで、
0:48:12	規則の記載をそのまま10分ほどいるところなので、
0:48:18	土岐ももとは、そういったところになります。
0:48:22	ここで定めている自主検査、
0:48:27	の対象っていうのは、これはは1回、
0:48:31	のみ、
0:48:32	ということでよろしいのでしょうか。
0:48:40	市場は、廃棄物の確認の話になります。はい、ありがとうございました。すみませんが続いて変更の。
0:48:48	理由に移るんですけども。
0:48:51	えっとですね。
0:48:52	各認証の、事前一括交付っていうのを、普通オシメ多分4ページで図を示していただいて、ご説明いただいたところではあるんですけど。
0:49:04	やっぱりなかなか、この図でもですね、ちょっとわからなくてですね、
0:49:13	それ以前、
0:49:14	その交付の方法が事前前になったっていうのと、一括になったっていう、なんかこう、ふたふたつうの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:24	その側面が、
0:49:27	あって、これ何が効いているのかなっていうところをちょっと教えていただきたいのと、この、
0:49:35	一括交付は、
0:49:39	変わったのっていつから何なのかをちょっと教えていただきたいんですけども。
0:49:51	日本原燃浜中です。事前、一括交付という言い方につきましては正式名称のようなものでもないんですけども、この運用を始めるにあたって規制庁さんとも事前の、
0:50:05	調整をさせていただいた時に、こういった用語も使っていたということで今回の資料でもそれを使っています。以前は、
0:50:15	廃棄体を6ヶ所に持ってきて、6ヶ所の埋設センターの建屋の中で会館検査をするんですけども、申請が例えば1000本あったとしても、外観検査は1日200本ぐらいしかできないんですね。
0:50:31	200本検査してOKだったらその分に関して、確認いただくというふうに、
0:50:37	これを分割交付と呼んでました。
0:50:43	分割ではなく、申請単位で一括で漏れるということでもまず一括交付という表現になっていると思います。ありがとうございます。
0:50:52	基準というのは、
0:50:55	今までは受け入れてから
0:50:59	いただくという流れだったんですけども、もう申請したらいつでも規制検査を受けて、場合によっては受け入れ前ですとか、そういった段階でもらえるということで、事前というような表現が入ってきているという理解でいます。
0:51:19	はい。もう。
0:51:20	し、
0:51:23	そうするとですねえな、木瀬清検査で、うん。
0:51:32	うんと受け入れ前でも、もっと確認者がもらえるようになった前もらえなかった理由ってというのは、
0:51:40	どういった理由だったんですたっけ。
0:51:45	日本原燃浜中です。すいません先ほどの質問1個答えてなかったんですけども、この一括交付の運用ができるようになったのが、今年度に申請した廃棄体からになります。
0:52:01	それ以前につきましては分割交付という運用をできる形になってるんですけど、それまでは6ヶ所に受け入れて外観確認が終わってからすべての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	項目を確認したという形になるのでここまでは確認書が発行されなかったので、湯水間によってキタハラ報告になります。
0:52:29	さっきのすべての項目というのは、法定確認に定められている。
0:52:40	項目。
0:52:44	でしたでしょうか。はい。日本原燃浜中です。そう。その通りです。それプラス日本原燃で独自に定めている著しい破損という項目合わせて、受入基準。
0:53:00	そこまで全部ひっくるめて確認をしていたんですけれども。
0:53:04	分割交付従来は外観確認の中でも、廃棄体についている。
0:53:12	標識ですとか整理番号これも見ていてこれが規則に定める技術基準の項目でもあるので、外観確認で、技術基準も確認をしていたと、というような立て付けでしたのでここまでやってすべての技術基準の項目を確認したと。
0:53:30	いうことになっておりました。
0:53:35	ありがとうございます。
0:53:36	今4ページの、以前の確認書を交付までの流れ。
0:53:42	を見ていまして、
0:53:46	発電所監査ってことで原燃さんが発電所の、
0:53:51	方に出向いてで確認項目として、埋設業務課と検査課が、
0:54:02	同じ項目を、それぞれの課が同じ項目を二重に確認するってことでここは間違いはないでしょうか。
0:54:15	いや、
0:54:26	はい。日本原燃浜中です。二重に確認するというのはちょっと語弊が出てくるんですけれども、埋設業務、矢作。
0:54:36	両方発電所で、
0:54:38	見て、確認をする検査を技術、業務課がやっている確認行為に対して、自主検査をしているという位置付けになるので、
0:54:49	二重というよりは業務課のこと、業務課がやってることを検査課が、独立した立場で検査をしているこれを自主検査として行うという行為なり物の確認を、
0:55:02	業務課が行って、その結果を、検査課が確認し、しているってことですか。
0:55:13	はい。日本原燃浜中です。はい。その通りです検査課が業務課の行為を検査しているということになってます。
0:55:23	ここで血腫検査の両括弧1、
0:55:32	行われると。
0:55:36	規制庁に、
0:55:39	この時点で規制検査を申請されるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:48	日本原燃浜中です。規制検査丹波単体の申請ではなくて廃棄物確認申請をして、
0:55:57	そこで提示した資料に対して、自然と手続きの中で規制検査が行われるという理解しております。
0:56:07	私はあれか廃棄物確認申請のことがよくわかってないんで、
0:56:14	ちょっとすいません。ちょっとその辺廃棄物確認申請っていうのをちょっと簡単にご説明いただいてもよろしいですか。すいません。
0:56:37	ちょっと今わからないから見れば、
0:56:45	日本原燃浜中で進みませ少々お待ちください。
0:57:45	えっと日本原燃の野澤でございます。
0:57:47	廃棄物埋設確認申請書はですね、まずですね上流側のご希望に従いまして、
0:57:54	具体的にはその埋設規則に定められている技術上の基準に適合すること等について、まずその規制委員会の確認を受けるということがまず上流側でございます。
0:58:09	それを踏まえて下流側の埋設規則の中では、その基準に適合していることについて申請書をですね、規制委員会の方に提出するということが定められています。
0:58:23	その埋設規則の中でですね具体的な技術上の基準というのが複数項目がありまして、例えば液体状の廃棄物であれば容器に固型化してあるかどうかとか、
0:58:39	あとは放射能濃度が最大褒賞をし、最大放射能濃度を超えていないことですか、
0:58:47	あとその容器に関しての基準であったり、そういったところの幾つかの技術基準がありまして、我々原燃としては、実際に発電所さんの方、
0:59:00	搬出される対象廃棄体について、監査を通じて、技術基準に適合していることをまず確認した上で、
0:59:11	問題がなければ、所定の技術基準を満足していることを、申請書の中で説明をした上でその内容を規制委員会の方に提出をしていると。
0:59:25	いうことございまして、その申請書には、対象とする発電所であったり、そのを対象する対象となる廃棄物種類。
0:59:36	均質均一固化体なのか充填固化体なのか、であるとか本数、
0:59:43	であるとか、あと廃棄体一本一本のですね線量とか放射エネルギー、放射能濃度、そういったような情報をですね、添付書類とともに束ねて申請をしていると。
0:59:55	これが廃棄物埋設確認申請書の、
0:59:58	かようになります。以上です。
1:00:03	わかりました。それで確認申請っていうのは、これは
1:00:11	2回行っていったってことなんですか、申請書に1回出していたそうではないんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	日本原燃の野澤でございます。確認申請書は1回だけになります。はい。
1:00:26	はい。
1:00:27	範囲だけで、この1回目には、だからこの監査の結果、技術基準、新項目の結果、
1:00:38	結果も合わせて申請がなされていて、
1:00:43	で、
1:00:46	まだその確認申請、
1:00:49	確認書っていうのは、まだこの段階ではまだもらえなかったと。当時は、
1:00:56	とに回目の
1:01:03	会員名、2回目の市来分標識とか整理番号ってのはどういう形で規制庁に提出していたんですか。
1:01:15	日本原燃の芳賀でございます。この資料の4ページ目ですね上段の分割交付のところというこの、
1:01:25	右上の方に外観確認というのが、受入れるものをコールドポイントとして外観確認というのがございます。我々の方で、六ヶ所の方で実際のその廃棄体一本一本の会館確認をしますと、
1:01:38	その中で標識であるとか整理番号、それから著しい破損がないことを直接外観で確認をし、それが運営課の方で実施します。
1:01:48	この乳井君が実施した外観確認の状況を、これも自主検査という位置付けですね、検査課の方が第三者的に確認をしていると。
1:02:02	検査課が第三者的に確認をした結果の記録について、当時は規制庁さんの方に、その結果を書類を報告おります。
1:02:14	規制庁さんの方で、その書類の中身を見ていただいた上で、確認書の分割交付ということでその当日に、外観確認した本数分の確認書が交付され、
1:02:26	だという流れになります。ふうん。
1:02:39	この日、
1:02:44	反感確認。
1:02:47	あくまで外観確認っていうのは、
1:02:53	これは、特にその規制要求が、
1:02:58	あったわけではなくって、あくまで原燃さんの中のプロセスってことでよろしいですか。
1:03:07	それとも、
1:03:10	ここでもちゃんと見なさいよっていう、見て、結果を提出しなさいよっていう要求があったんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:23	日本原燃の浜中です。現在は、この外観確認で何か確認しなさいという要求はありませんで、以前は著しい破損も含めて技術基準の中にありまして、その時、その時に、
1:03:41	6ヶ所で輸送の後、特に異常がないかという観点で、著しい破損も含めて技術基準、方式整理番号。
1:03:52	と、一時はこの3点を確認していたと、いうのがありました。で、4ページ目の上の段のピンクの吹き出しのところなんですけれども。
1:04:03	第二種埋設規則が改正されて、著しい破損が技術基準から除かれました。その時に、著しい破損っていうのは技術基準じゃなくて、原燃としては、
1:04:17	自分たちの設備に扱えるかどうかという観点で必要な項目ですので、自主とすいません、受入基準としては残すことをしました。規則が改正されて、そういった位置付けが変わったんですけれども。
1:04:33	法定確認のプロセスはその以前の運用から、大きく変えないということで、当時、当時というか対昨年度までの確認では進めていたんですけれども。
1:04:46	その規則が改正されたことと、自主、新検査制度が導入されて、規制庁と原燃のやるべきことが明確になって、運用が少し
1:04:59	で、考え方が整理をされたので、この一括交付っていうやり方に変えられないかと、というような話で下の新しい運用の方に切り換えてきてましたので、
1:05:12	今は要求がないので、外観確認が技術基準で見ない項目になったので、
1:05:23	申請段階での情報でも判断できるゆえにその検査結果をもって、確認書が交付されるというふうに変ったということになります。
1:05:34	何、状況わかりました。
1:05:39	それでこの規則の改正っていつごろ行われたんですか。
1:05:50	すいません原燃さん聞いちゃって恐縮なんですけど。
1:06:04	少々お待ちください。
1:06:11	瀬古前野です。最近、
1:06:23	日本原燃の澤でございます。はい。技術基準等改正がされたのはですね2019年の12月5日。
1:06:34	になります。
1:06:36	10、11月中10。
1:06:40	1月今12月ですか。
1:06:43	12月5日です。来週。
1:06:48	終わります。12月5日ですね。そうすると

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:53	このぐらい4年ぐらいたって、なかなか整理ができてなかったってことですねその間は、
1:07:08	はい。日本原燃浜中です。規則が改正されたときにも、いや、予想としては8%上がっていたものの、まだそういった考えが整理が十分できていないということで、
1:07:22	運用としては、旧のものが継続されていたという認識です。ターニングポイントとしては本当に新検査制度、
1:07:33	になって、ちょっとそこもしっかり整理していきましょうっていうそういうことなんですかねじゃあ。
1:07:46	今、八木峰さんがそうそうそうとは言えないでしょうけど。
1:07:51	何となくわかりました。
1:07:55	はい。
1:07:57	了解しました。だからその外観確認のところで、昔は著しい破損っていうのがあって、海を渡ってくる間に、
1:08:08	何か破損とかが引っ張ったらいけないっていうような、これちなみになんでこれ著しい破損点。
1:08:16	いや、落ちたこっち多分それ原燃さんに聞いてもしょうがないか。
1:08:20	だから、わかりますかその辺ね。
1:08:25	日本原燃浜中です。経緯とか理由はすいません、こちらではわかりかねます。
1:09:36	ところが4ページの、この表なんですけれども。
1:09:44	どうしょっかな。
1:09:55	なあ。
1:10:01	ふうん。
1:10:05	以前一括。
1:10:09	佐瀬。
1:10:44	ぐらい。
1:11:26	すいませんとりあえず4ページはちょっと何となく状況わかりました。それですみませんまた3ページに戻ってしまうんですけれども。
1:11:40	そういったことで、その規制検査のやり方、
1:11:46	整備されて、監査の、
1:11:52	結果をもって、その時点で確認しようか、発行できるってことで、
1:12:00	かつ一括で発行できるということで実一括公表で名称使われているということを理解いたしまして、それを踏まえて18条については、
1:12:12	厳しいはさの確認を、
1:12:17	やめると、鍵記載されているんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	要はその第二種事業。
1:12:28	規則が 2019 年 12 月に変わったときに、特にここは、
1:12:36	その時点で落とすというような考えはなくて、
1:12:45	戻すという判断はされなかったんでしょうか。それは、やっぱり規制庁が、今の従前の運用を続けていくから、それは本規程もそのままだねってというようなそういう議論があったということでしょうか。
1:13:00	日本原燃浜中です。いえ、規制庁さんから言われたとか、
1:13:08	規制庁の運用が変わらなかったというわけではないのですが、技術基準法令、規則で定める技術基準ではないものの、受け入れるにあたっては、自分たちの設備で扱えなければいけないと。
1:13:21	ということで、形が変わると設備で扱えない可能性があるということと、破損という意味では、中から内容物が漏えいするような大きな破損があった場合には、我々、
1:13:34	建屋は基本的には汚染のない。
1:13:39	そうした運用になってますので、汚染はいけないということで、そういったことを防止するために、受入れるにあたっては著しい破損は、受入基準としては、自主的に残した方が両方牛舎議論があって法案形状は、受入基準として入れ込んで、
1:14:13	ふうん。要は、一遍浜中です。そういった経緯がございまして、
1:14:25	投資 1 事前一括交付になっても、外観検査を原燃としては行いますし、運営課としては著しい破損についても確認はすると。
1:14:36	ただ、法定確認に向けての自主検査としてはその項目は該当しないので外すと、そういった考え方です。
1:14:47	そうすると、検査課が見るべきポイント。
1:14:52	見るべき見るべき内容としては、著しい破損は見なくなったということをごをここで言いたいということよろしいですか。
1:15:01	日本原燃浜中でその通りです。
1:15:14	嶋田県阪上なくなっただけで、業務課だったり、運営課は引き続き、
1:15:23	自主的に自主的意見交換ですけど見てますよってことですね。
1:15:34	原発、そのタイミングと確認書を交付のタイミングとしては、
1:15:40	齋木の景気に際して、
1:15:44	原燃さんに持ってきてからカウントし、カウントして、
1:15:49	そのカウント後に、今、確認者がもらって、
1:15:52	確認書を得るっていうスキームだったんで、前は配置の提出があつたりっていう文言があつただけけれども、今回は、この発電所のカーサの、
1:16:04	結果をもって、これであれですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:07	発電所にある時点でも各認証とかももらえるような、
1:16:13	ことなんですか。
1:16:15	もらえるってことになるんですか。それとも、それは輸送してからになるんですか。
1:16:27	日本原燃浜中です。制度上、タイミング的にはそれも可能ということにはなってると思います。
1:16:47	ここについては何となく2回進みましたありがとうございます。
1:16:55	次、
1:17:09	こんにちは。
1:17:21	その次6ページなんですけど、ここはちょっと前も確認をさせていただいた部分なんですけれども。
1:17:32	左側の図、
1:17:36	保全課の確認範囲ではない事項として第19条の第2項が、
1:17:44	あって、これは建設課が確認した、
1:17:51	埋設設備ですとか、吸着性を有する材料。
1:17:57	その結果を、保全課が確認をして、その他の検査項目と一緒に、運営課に通知すると。
1:18:06	さらに、そもそも建設課が確認している。
1:18:12	建設建設課からも、自分で確認している結果を、運営課が通知するというので、この第9次、19条の第1、
1:18:24	法、
1:18:26	については、20人メーカーに渡っていたと、ここはそういう理解で。
1:18:33	よろしかったでしょうか。
1:18:35	日本原燃浜中ですその通りです。はい、わかりました。
1:18:41	ここ、そもそも県保全から確認会ではない事項。
1:18:47	だったということなんですけれども、ここについては、現場でそうそうなっていたかという
1:18:55	と、
1:18:55	以前、部署が一つの部署だった。
1:19:02	その部署が分かれる時に、
1:19:08	保全課が見る必要のないものが、
1:19:11	保全課の業務として残ってしまっていたってそうそういうことでしたっけ。
1:19:18	はい。日本原燃浜中ですその通りです。以前は保全課と運営課が一つで、運営課という名前だったんですけれども、保全課が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	1 回ものを、を管理する部署として、運営課から分かれました。組織改正で、その時に、保安規定の条文の主語を、運営課から保全課に、その部分を変えたんですけども。
1:19:42	以前は運営課に通知がいったところの項目についても、主語だけが保全、主語が保全課に変わったことで、建設課から保全課、旧運営課の部分に関して通知が行くという運用が、
1:19:56	適正に修正され、しきれずに残ってしまっていたと、いうことで、中これまでこういった運用をしておりましたちょっと不合理ではあったんですけども保安規定でそうしている以上そういう運用で続けてきてたんですけども。
1:20:12	やはり、適切に所掌に応じた範囲を確認して責任もって、次の部署に通知するというふうな整理にし直しをし直したいということでございます。
1:20:25	はい。
1:20:27	もともと保全課は、
1:20:29	運営課、
1:20:33	に含まれていた、含まれていたというかもともと運営課がやっていた業務の一部を、
1:20:39	新たに保全課という課を立ち上げて、分割したということですかね。
1:20:49	はい。日本原燃浜中ですその通りです。首藤。
1:20:55	嚙下堆積しか聞け、計装設備とか機械類の、
1:21:00	メンテナンスとかやられてるところでしたっけ。
1:21:04	はい。日本原燃浜中ですその通りです。
1:21:11	それで、別に建設課っていうのがもともとあって、その建設建設課が見ている内容っていうのは、この 19 条の第 1 項の埋設設備とか、
1:21:22	計画性の材料とかってこれは見ているものは、従前から、その組織改編の前から変わらなくて、それは運営課に今な流れるスキームであったと。
1:21:43	ということでよろしいですよ。
1:21:46	日本原燃浜中です。はい。当建設カーの範囲は従前からこの通りで主に埋設施設の土木構築物を、
1:21:56	管理をする部署で、その部分について確認して運営下級運営課に通知するという流れでした。そこは変わっておりません。
1:22:13	それで、ここで言うとその建設課の確認結果。
1:22:19	というものを、本当は運営課の、
1:22:22	この 3 ポツの、
1:22:24	中に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:25	に入れ、
1:22:27	入れるべきだったんだけど、
1:22:29	保険課の方に入れちゃったってそういうことでよろしいですか。
1:22:35	日本原燃浜中ですその通りです。
1:22:40	甲斐です。
1:23:05	をですね、この変更っていうのは、一言で言うと、何か的。
1:23:11	適正化なんですかね、引き継ぎ、
1:23:19	日本原燃浜中です。はい。運用の見直しで運用、適正化ですね。はい。
1:23:30	はい。
1:23:31	はい。
1:23:32	続いて
1:23:35	右側の図でいうと、
1:23:44	. 1 前の要件を満足していることを確認する部署が不明確であったと。
1:23:51	ということですけど。
1:24:00	え。
1:24:01	掲示する前の確認事項。
1:24:04	っていうのは、具体的にどういった、
1:24:08	どういったものを確認しなきゃいけなかったんですか。
1:24:22	あ、違うの。ごめんなさい。間違い。
1:24:25	訂正します定置前の要件を満足していることっていうのは、
1:24:38	これはもともと運営課がやられていたことではないんですか。
1:25:02	日本原燃浜中です。実態としては、従前も運営課がその要件を満足していることを確認していました。
1:25:12	が、あとそれが明記より明確になるように、この 4 行を追加したという。
1:25:19	ことです。
1:25:21	その左側のフローですと、結局保全課、保全課またはうん、建設課から運営課にこう通知がいつてると思うんで、多分ここで、
1:25:33	その経験上の要件を満足していることを多分確認はしていたんだろうなと思うんですけれども、それ、そういうフローが、
1:25:43	前からあったってことで間違いないですかね。
1:25:49	日本原燃浜中です。はい。実態的にはこの流れでやっておりました。流れというのは、確認するという行為は行っておりました。ただこのんと左側のこの、
1:26:00	設置通知の矢印っていうのは、どこにも載ってなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:06	申し合わせる形で前はやっていたけど、ちゃんとこの矢印を保安規定に入れ込みましたってことですよね。
1:26:20	はい、日本原燃の浜中です。通知すること自体はあったんですが、設置されて何をするかと、確認をするということを明確にしたと。
1:26:32	ふうん。なるほど。
1:26:35	へえ。
1:26:37	整地せよっていう話があったんですね。
1:26:45	本当だ。意見ありましたね。
1:26:51	あ、はい。
1:27:08	はい、わかりました。ただし、
1:27:17	上げます。
1:27:22	チェック。
1:27:31	録画を、ありがとうございます。OKです。
1:27:37	続いて、
1:27:39	この7ページの品質マネジメントシステムに係る事項ということなんですが、
1:27:51	教育訓練要領に廃棄物埋設施設を追記するところってちょっと、
1:28:02	どっかにも載ってましたっけこれって何か。
1:28:08	これでどう、どういった目標に、目的で追記されるんでしょうか。
1:28:16	日本原燃浜中です。他組織、埋設だけじゃなくて再処理濃縮あと他の監査室とかにも同じような教育訓練要領というものがあるんですけども、そちらはその組織の名前が最初にあって、
1:28:31	どこどこ施設、教育訓練要領とかそういった名前になっていましたので、埋設だけがその施設名がなくて教育訓練要領っていうシンプルな名前だったんですけども、他の事業部に合わせて、
1:28:43	名称をつくりつけることで、他の施設の教育訓練要領と識別がしやすくなると、そういったことをね、の適正化です。はい。
1:28:52	芦田。
1:28:53	この他組織っていうのは、原燃さんの中の、
1:28:58	他の組織ということですね。
1:29:03	はい。日本原燃浜中ですその通りです。はい、わかりました。
1:29:07	続いて、建物管理要領の削除なんですけど、
1:29:12	この下位文書に統合するんですとか、
1:29:15	運用を一元化するっていうところちょっとあの、
1:29:19	もう少し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:20	御説明詳しくご説明いただいてもよろしいですか。
1:29:26	日本原燃浜中です。建物管理要領というのが、チュウゼンからあったんですけれども、内容自体は、その建物、
1:29:37	管理建屋ですね管理建屋の設備とか装置に関する管理の要領だったんですが、施設管理要領、施設管理が
1:29:48	導入されたときに、施設管理要領を作ったんですけれども、その時にこの建物管理の部分が取り込み切れていなかったと。そのあとやはりここは一元化した方がよかろうという社内の議論が続いていたんですけれども。
1:30:02	建物管理要領の内容を、基本的にはすべて残す形でも、網羅的に取り込まなきゃいけないと。そうすると容量レベルの内容はやはり容量側に取り込むんですが、それより細かい、
1:30:17	より具体詳細になった部分についてはその下位文書の手順書とか細則そちらの方に書く方が適切だろうと、というような整理がございまして、
1:30:27	建物管理要領の内容を網羅的に、要領であったりその下の手順書細則に落とし込んで、統合したと、そういった
1:30:37	中身になります。
1:30:40	大嶋です。どこの建物管理要領にも、もちろん下位文書で細かく定められていて、
1:30:47	その、
1:30:49	一元化するってことですが、この建物管理要領に書いてあった内容は、この施設管理要領の、
1:30:58	下位文書とかに一部こう言ってしまうということではなくって、施設管理要領の中にそのまま、
1:31:08	書き写すっていう、そういったことでよろしいですか。
1:31:12	日本原燃浜中です。すみませんちょっと認識が違うのですが、建物管理要領は、これは
1:31:22	下部の規定等、文書はなくこの要領一本で完結しておりましたので、要領レベルの大まかな概要から細かいところまでこの要領の中にすべて書かれていたと。
1:31:37	で、一元化する時に施設管理要領は、下位文書がアース構成上あったので、手順書細則が下にぶら下がっていたので、やはり要領レベルの内容と、下位文書に書くべき内容それを振り分けて、
1:31:52	悪行の管理要領の内容はすべてど、どちらかに要領か怪文書どちらかに取り込まれたということで、
1:32:00	こういった変更理由の記載になっております。
1:32:08	はい、わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:10	いや。
1:32:24	南部。
1:32:51	7 ページは、状況は承知いたしました。
1:32:58	ちょっとここについては、なんででしょう。
1:33:02	あんまりその要領の中で多分、保安規定の審査の中でもそういう多分見ないんですけれども、やはりちゃんと取り、
1:33:13	取捨選択して、少なくとも怪文書。
1:33:19	丹羽も落ちてるってことは、もしかしたらちょっとエビデンスとして確認をさせていただき、
1:33:25	かもしれませんので、そういった場合にその結構良い容量ってボリュームあったりしますかね。
1:33:34	はい。
1:33:41	日本原燃浜中です。ボリュームはそれほどでもないとは思いますが、何かいうことですよね。
1:33:51	怪文書も含めて、
1:33:55	そうなんです、ちゃんと取捨選択してこっちに取り込みましたっていう、
1:34:02	確認はとりあえずんしといた方がいいかなと思っていて、どうなんだろうな。
1:34:09	ちょっとそれはちょっと、もしかしたら、改めてお願いし、何かエビデンス示してくださいとお願いするかもしれませんのでちょっと。
1:34:28	頭の隅にちょっと入れといていただければと思います。
1:34:38	さっき、
1:34:42	すいません。次なんで 8 ページです。
1:35:00	1010 日。
1:35:15	それで都心で記載順の変更については、施設間の整合ってことなんで、先ほど、
1:35:25	説明いただいたように、原燃さんの再処理ですとか、他の、
1:35:30	施設との整合を図るということで、この間違いないでしょうか。
1:35:38	日本原燃浜中です。8 ページ目の安全委員会の話でしょうか。安全委員会の話です。
1:35:44	はい。安全委員会の審議事項の記載順については、再処理濃縮とを合わせるということで、
1:35:54	記載の適正化、横並びということですが、今回この並びに変えて申請するのは埋設が初めてになります。他の事業部につきましては、この後の保安規定改正の他の案件で改正するタイミングに合わせてこの辺を、
1:36:11	順次反映していくということになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:30	はい、はい、終わります。
1:36:36	上、審議事項、両括弧 3 の記載の見直し。
1:36:43	ていうのも、
1:36:46	これも施設課の整合を図る。
1:36:48	ということなんですかね。
1:36:50	はい。
1:36:54	日本原燃浜中です。10 ページの十七条のところでしょうか。米津です。ごめんなさい。8 ページのですね、編。
1:37:04	変更のない住処型か、角加来変更の内容の審議事項両括弧 3 の記者員の見直しのところですかね。
1:37:14	やる。
1:37:15	日本原燃浜中です。ここですねはい。これも横並びをまずはきっかけに、記載を見直すと。すみません 9 ページ目の、
1:37:27	10 ページの 9 ページの下のところになんと補足しているのですけれども、(3)につきましては横並びのほかにも、ちょっと、
1:37:39	記載を具体化した方が、審議事項の内容を理解しやすいように具体化した方がよからうということで、埋設独自で変更している部分もここには含まれてございます。
1:37:53	はいどうぞ。
1:37:56	これは何か横並びの観点で、独自に追加してしまっても問題ないんですかね。
1:38:06	はい。日本原燃浜中です。横並びを測る部分としましては、
1:38:13	冒頭に第 6 条ということでその計画とか規定が何に基づくのかということところは明記しましょうということが横並びの考え方ですのでそこは満足している。
1:38:25	上でより具体的な書き方にしたと、ということなので、
1:38:30	はい。
1:38:31	横並び上の支障はございません。
1:38:51	わかりましたもう一度確認ですけど、施設間の整合を図るとするのはこの
1:38:58	記載の並び順えっと、
1:39:02	(6)のものを(4)に持ってくる。
1:39:06	ということ。
1:39:07	が一つ。それから、両括弧 3 の正一に掲げる云々関連の規定については、書き出しとして、第 6 条の、これこれ。
1:39:20	ていような文章。
1:39:24	紐付けを、
1:39:26	しましょうというところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:28	ですね。
1:39:29	で、原燃さん独自の
1:39:32	もう少し目、具体の明確化っていうのは、どの部分なんでしょうか。
1:39:41	はい。
1:39:45	日本原燃浜中です。この部分で言うと、品質マネジメントシステム計画、ノーっていう。
1:39:53	修飾語をつけることが独自のものです。わかりました。
1:40:09	最後 10 ページです。
1:40:13	町内会の確認。
1:40:18	まず第 17 条は 1 体の確認ということなんですけれども。
1:40:29	はい、知久山之内。
1:40:38	ここは、さっきも少しこう、
1:40:41	業務課長、総務課長とか、うん。
1:40:45	運営課とか、話が出てきましたけど。
1:40:52	そっちの話なんですかね。
1:40:57	日本原燃浜中です。先ほどの 18 条で検査課の自主検査について変更したとことと、基本 1 章です。なるほど。
1:41:09	はい。
1:41:11	4 ページ目のまた図の中で、運営課の部分なんですけれども、はい。
1:41:17	従前は運営課がやる、標識整理番号著しい破損も、
1:41:24	含めて受入基準ということで、確認をしていたんですけれども、技術基準も含めてということですね、確認していたんですけれども。
1:41:34	外観確認の段階での大町氏検査とか法定確認がなくなったので、位置付けはあくまで受け入れ基準のみになったと、技術基準とはもう関係なくなったということで、
1:41:47	括弧書きを削除して、あくまで受け入れ基準のみの観点での確認をするというふうな表現にしたということです。
1:42:21	ここの現行の
1:42:25	埋設規則の中の船田の基準包含するって書かれて、
1:42:30	いますけど。
1:42:34	これは、
1:42:41	これ具体的にこれがあると何をしなければいけなかったんですけど。
1:42:54	日本原燃浜中です。この記載があってもなくても、運用上確認すべき内容は変わりませんが、確認する内容の位置付けが、
1:43:05	異なるということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:17	5 ページを見ても、運営課が確認する内容は標識整理番号著しい破損で、
1:43:25	それが、
1:43:27	北に行っても残っているんで、
1:43:30	やることは変わらないですね、この本な。あろうがなかろうが、
1:43:37	はいその通りです。
1:43:41	は難しい。
1:43:49	ただ、
1:43:53	説明としては、
1:43:57	もともと、
1:44:01	お手元の標識整理番号著しい破損というのは、
1:44:05	これは、
1:44:08	法定確認。
1:44:09	にかかっていたので、おっしゃる通り位置付けの整理として、もうそういう布袋に関する、
1:44:19	項目じゃなくなっちゃったんで、この記載を落としますと。
1:44:24	そういう、
1:44:25	変更ということで、間違いないでしょうか。
1:44:30	日本原燃浜中ですその通りです。はい、わかりました。
1:44:40	ちょっと時間になってしまいましたので、ちょっと今日はこれで終わりにさせていただいて、ちょっと審査書とか書かないといけなくてですね。
1:44:52	一方で補今野申請にはす。
1:44:56	記載の適正化等ということで、なかなかこういう具体的内容が書かれてないということで、ちょっとこのまとめ資料ですれ詳細にその辺を書き書いていただきたいなと思っ。
1:45:10	ちょっと今日確認をさせていただきました。
1:45:16	ちょっとですね今日確認をさせていただいたところで、この資料で読み取れないところについては、ちょっと補足、※書きというか、文章をちょっと追加させていただいて、
1:45:31	従前、どういう状態で、ただ、
1:45:36	どういう課題、課題というか、どういう出来事があって、今回こういう、やはりし、変更しましたっていうストーリーがわかるようにですね、ちょっと文言を、
1:45:48	追加していただいて、
1:45:50	いけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:59	日本原燃浜中です。ご要望は承知しました。位置付けとしましてはこの資料にまとめ資料という形で、これは前の会合と関係なくてですね。
1:46:15	はい。はい。介護方にそのまとめ資料として、また改めてこう出していただこうと思っていて、
1:46:25	もうそれは会合で伝える内容も含めてになるんですけれども。
1:46:30	そのタイミングで一緒に今確認させていただいた細かいところもですね、よりわかりやすいようにですね、成型していただいて、示していただきたいと考えているんですけれども。
1:46:42	答えよう可能でしょうか。
1:46:46	日本原燃浜中です。はい。対応は承知しました。まとめ資料の構成とかは、
1:46:54	また別途ご相談でしょうか。基本的には資料に追記していく形になると思うんですけども、基本的には、
1:47:05	この資料ベースで、
1:47:07	ちょっと
1:47:08	文言を追記していただきたいというお願いになります。
1:47:16	はい、日本原燃浜中で承知しました。審査会合で提出するこの一式の資料をもう少し拡充した、更新版リバイス版っていうんですかね、そういったものをまとめ資料として、
1:47:29	提出するということで理解しました。ちなみにスケジュール感としては、
1:47:36	いつぐらいまでとか、期限ございますでしょうか。そうだと、その確認なんですけど、もうちょっと認可っていうのは、
1:47:46	いつぐらいまででしたっけ。希望としては、
1:47:53	日本原燃浜中です。期限の希望としましては、12月中ではあるのです。はい。早ければ早いほどということで、
1:48:04	わかりました。我々も別に
1:48:08	ゆったりやるつもりはないので、ご用意できた段階で、また
1:48:16	介護等、まとめ資料をお示ししていただいて、ちょっとヒアリングさせていただきたいと思っておりますので、それはちょっと、
1:48:26	資料ができた段階で、ご相談いただければと。日程についてご相談いただければと思います。
1:48:35	日本原燃浜中で承知いたしました。はい。
1:48:38	全体として何かございますか。
1:48:47	日本原燃浜中です。はい。日本原燃の方は、法令上特にございません。
1:48:52	お客様求心力の方も、特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:10	少々お待ちください。
1:51:13	皆さんお待たせしました。
1:51:16	こちらからも特にございませんので本日のヒアリング終了したいと思います。どうもありがとうございました。すいません。日本原燃浜中ですすみません。日高を終わったあと当日ラップアップはございますでしょうか。
1:51:32	5日。
1:51:36	中、
1:51:37	希望されますかトレイそうですねあつた方がいいか、あつた方がいいですね。
1:51:45	そうですね。17時、終わりになるんです。それ以降でちょっと場所が空いてるか確認をする。
1:51:55	ご連絡したいと思います。
1:52:03	承知しました。はい。
1:52:05	あの日弱でヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。
1:52:12	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。